

需 要 抑 制 割 引 特 約

(節 電 と く と く プ ラ ン)

低 圧 特 別 約 款
(料 金 表)

2020 年 10 月 1 日 実施

本 則

1 附帯契約種別

この低圧特別約款（料金表）の需要抑制割引特約（以下「この料金表」といいます。）の附帯契約種別は、需要抑制割引特約といたします。

2 適用範囲

低圧特別約款（料金表）（以下「料金表」といいます。）の季節別時間帯別電灯〔夜間12時間型〕により電気の供給を受け、かつ、お客さまがほくリンク会員（ほくリンク会員規約に同意のうえ、当社が運営するインターネットサイト等において提供するサービスの利用を申込み、当社が承認した方をいいます。）に該当する場合で、この料金表の適用を希望され、当社との協議が整ったときに適用いたします。

3 実施方法

当社は、お客さまに次により節電を実施していただきます。

(1) 節電実施の通知

当社は、需給状況等から、お客さまに節電していただくことが必要と判断した場合、節電実施日の前日までに電子メールによりお客さまに節電実施の通知をいたします。この場合、当社が電子メールを送信したときに、節電実施の通知をしたものといたします。

(2) 節電実施対象期間

節電実施対象期間は、当社からの通知にもとづきお客さまに節電を実施していただく期間とし、毎年7月1日から9月30日までの期間および毎年12月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(3) 節電実施日

節電実施日は、節電実施対象期間において、当社からの通知にもとづきお客さまに節電を実施していただく日といたします。

(4) 節電実施対象時間

節電実施対象時間は、節電実施日にお客さまに節電を実施していただく当社の指定する時間とし、節電実施日1日につき連続する3時間といたします。

4 料 金

各月の料金は、料金表の季節別時間帯別電灯〔夜間12時間型〕によって算定された基本料金および電力量料金の合計から(1)によって算定された各月の節電割引額を差し引いたものに、低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

(1) 節電割引額

節電割引額は、節電電力量により次のとおり算定いたします。

なお、1月に節電実施日が複数ある場合は、節電実施日ごとに算定するものといたします。

節電割引額 = イの節電電力量 × (2)の割引単価

イ 節電電力量

節電電力量は、次のとおり算定いたします。

節電電力量 = ロの基準電力量 - ホの実績電力量

なお、節電電力量が負となる場合は、節電電力量を零といたします。

ロ 基準電力量

基準電力量は、ハの基準日における節電実施対象時間と同一時間の使用電力量につき、4日間の値を平均してえた1時間あたりの使用電力量といたします。

ハ 基準日

基準日は、ニの基準候補日のうち、節電実施対象時間と同一時間の使用電力量が多い4日間をいいます。

ニ 基準候補日

基準候補日は、節電実施日の前5日間といたします。ただし、当該5日間に次のいずれかが含まれる場合は、これを除外し、さらにさかのぼって

基準候補日といたします。

(イ) 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

(ロ) 8月13日から8月16日まで

(ハ) 12月29日から1月4日まで

(ニ) この料金表に定める節電実施日

ホ 実績電力量

節電実施日の節電実施対象時間における1時間あたりの使用電力量をいいます。

(2) 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

節電電力量1キロワット時につき	198円00銭
-----------------	---------

(3) 単位および端数処理

イ 基準電力量および実績電力量の単位は0.01キロワット時とし、その端数は小数点以下第3位で四捨五入いたします。

ロ 節電割引額の単位は、1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

5 計 量

記録型計量器により、料金の算定に必要な計量を行ないます。

6 そ の 他

(1) 需給開始日の翌日から3（実施方法）(3)の節電実施日までの期間において、4（料金）(1)ニの基準候補日に該当する日が5日に満たない場合は、その節電実施日の節電割引額は適用いたしません。

(2) 需給契約の消滅日と3（実施方法）(3)の節電実施日が同一の日となる場合は、その節電実施日の節電割引額は適用いたしません。

(3) その他の事項については、要綱および料金表の季節別時間帯別電灯〔夜間12時間型〕にかかわる規定を準用するものといたします。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2020年10月 1 日から実施いたします。